

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度 札幌市児童相談所及び一時保護所第三者評価業務
発 注 課	子) 児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	一般社団法人 あいおらいと
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
児童福祉法第12条第6項において、児童相談所における業務の質の評価が努力義務として規定されており、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）において、「一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」と規定されている。さらに、国は、児童相談所及び一時保護施設の第三者評価の実施について、令和3年3月及び令和7年3月に評価項目や評価方法などを「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」及び「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)（以下「ガイドライン等」という。）」としてとりまとめており、児童相談所業務経験者や第三者評価経験者、弁護士等が適切な評価者として推奨されているほか、第三者評価については3年に1回のサイクルでの定期的な実施が望ましいとされている。 また、現在、本市においては、令和7年4月から東部児童相談所を新設（一施設二所体制）し、令和7年9月以降に白石区への移転開設が控えていることや、エリアマネジメント強化の観点から令和7年に北部担当部長を新設していることなど、児童相談体制を大きく見直している状況にあり、令和8年度以降の体制強化の検討に当たっては、これらの効果について、本市の内部検証のみならず、専門的な知見を有する第三者の客観的な視点による調査検証も行う必要がある。この点、専門的な知見を有する事業者が、これらの調査検証を第三者評価と同時に実施することにより、個別に調査検証を依頼するよりも費用が低廉に抑えられるものと判断される。 なお、現状の一施設二所体制及び北部担当部長設置の効果については、令和7年9月下旬までの短期間で調査検証を行う必要があることに加え、前述した本市独自の実情も踏まえた調査検証を行うにあたっては、児童相談所業務等に精通し、他自治体における第三者評価を十分に経験していることはもとより、ガイドライン等の策定に係る国の調査研究事業へ参画しているなどの調査研究事業に係るノウハウも十分に有していることが求められる。 選定事業者である一般社団法人あいおらいとは、学識経験者や児童相談所業務経験者、弁護士等の評価者を中心に構成されており、児童相談所及び一時保護施設の第三者評価の実績が豊富であるほか、代表者が令和6年度における国の「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」の検討委員であり、ガイドライン等の改訂にも携わっていることから、当該調査研究事業による知見やノウハウに基づき、客観的な視点による評価が受審できるものと判断される。また、その他に必要な条件を満たす事業者は、代表者が令和2年度における国の「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の検討委員である一般社団法人日本児童相談業務評価機関のみだが、運営体制上、令和7年度中の第三者評価実施は困難である旨の回答を得ている。 以上から、児童相談所及び一時保護所の第三者評価を十分に経験し、ガイドライン等の内容や調査研究事業のノウハウを熟知した評価者を中心に構成された評価機関により第三者評価を実施する必要があり、条件を満たす2者のうち1者は実施困難であることから、選定事業者である一般社団法人あいおらいと以外の事業者では本業務遂行に必要な条件を満たさないため、業務の性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に、特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）